

長洲町空家・空地バンクに 登録しませんか



空き家や空き地を
売買・賃貸したい

空き家や空き地を
探している

空家バンクに登録できる物件

- 町内で個人の居住を目的として建築され、現在居住または利用していない建物（居住しなくなる予定の建物も含む）及びその敷地
- ※ 老朽化が著しいものなどは除く
- 建築基準法による接道要件を満たしている土地

空家バンクを利用するための要件

- 空き家に定住し、または定期的に滞在するなどして地域住民と協調して生活する意思のある人

物件の
情報収集

ウェブサイト
で情報発信

物件の登録方法

①空家バンクに登録申込

「空家バンク登録申込書」と「空家バンク登録カード」に必要事項を記入の上、長洲町役場まちづくり課までご提出ください（郵送可）。

②物件の調査など

町の担当者、地元の担当宅建業者、申込者立会いのもと売買が可能かどうかなど登録に必要な調査を行います。

③空家バンクに登録

物件調査後、登録の可否を決定し、登録が可能な場合には、町ホームページなどで物件情報を公開します。

④売買・賃貸借の交渉・契約

利用希望者から購入や賃貸についての申込みがあった際は、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会荒尾支部が媒介を行います。

利用方法

①空家バンク物件の検索

空家バンクに掲載された物件情報を検索
<https://www.town.nagasu.lg.jp/kiji0035591/index.html>

②物件の問合せ・下見など

物件の下見を行いたい場合は、町の担当者または地元の担当宅建業者が現地案内を行います。

③空家バンクに利用申込

気に入った物件が見つかった際は「空家バンク利用申込書」に必要事項を記入の上、長洲町役場まちづくり課までご提出ください（郵送可）。

④売買・賃貸借の交渉・契約

購入や賃貸を申し込んだ際は、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会荒尾支部が媒介を行います。
※ 価格の交渉などについては、町は介入しません。

空家
バンク

空家バンクは
物件所有者と
利用希望者を
橋渡しする
仕組みです！

公益社団法人熊本県
宅地建物取引業協会
荒尾支部

補助金で空き家の活用を応援します！

空家バンク活用促進事業補助金のご案内



空き家や空き地を
売買・賃貸したい

物件登録者への 補助など

○空家等成約奨励金

一律 **5 万円**

空家バンクに登録された空き家が、売買契約の成約に至った場合に交付します。
※空き家の賃貸や空き地の売主は対象となりません

○空家家財道具撤去促進事業補助金

上限 **10 万円**（補助率2分の1）

空家バンクに登録した（登録が見込まれるものを含む）空き家の家財道具の撤去費用などを補助します。

※利用希望者が補助を受ける場合は、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して当該空き家に居住する意思を有していること



空き家や空き地を
探している

利用希望者への 補助など

○空家等改修費補助金

上限 **30 万円**（補助率2分の1）

空家バンクにより成約に至った空き家の改修工事や引越し費用を補助します。
※改修後、3年以上居住することを前提に住所および生活の本拠を置く人



活用が見込めない空き家への補助など

○空家等除去事業補助金

上限 **50 万円**（補助率2分の1）

概ね1年以上住んでいない空き家を町内の施工業者が解体する場合に補助します。

○危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

上限 **20 万円**（補助率10分の10）

道路に面したブロック塀の撤去費用を補助します。

※**令和6年4月から**、不動産の**相続登記が義務化**されます



問い合わせ先

長洲町役場まちづくり課

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

TEL：0968-78-3219 FAX：0968-78-1092